

平成30年度 利用者負担額表

単位:円

各月初日の利用児童の属する世帯の階層区分		3歳未満児(3号認定)		3歳以上児(2号認定)		
階層区分		定義	保育標準時間 (最大11時間)	保育短時間 (最大8時間)	保育標準時間 (最大11時間)	保育短時間 (最大8時間)
国	町					
1	A	生活保護世帯	0	0	0	0
2	B	町民税非課税世帯 (ひとり親世帯等)	9,000 (0)	8,500 (0)	6,000 (0)	5,700 (0)
3	C1	町民税均等割課税 及び所得割課税額 48,600円未満 (ひとり親世帯等)	19,500 (9,000)	18,500 (8,750)	16,500 (6,000)	15,500 (6,000)
4-1	C2	所得割課税額 57,700円未満 (ひとり親世帯等)	26,000 (9,000)	24,700 (9,000)	20,000 (6,000)	18,000 (6,000)
4-2		所得割課税額 58,000円未満 (ひとり親世帯等)	26,000 (9,000)	24,700 (9,000)	20,000 (6,000)	18,000 (6,000)
4-3	C3	所得割課税額 77,101円未満 (ひとり親世帯等)	30,000 (9,000)	28,500 (9,000)	20,000 (6,000)	18,000 (6,000)
4-4		所得割課税額 97,000円未満	30,000	28,500	20,000	18,000
5	C4	所得割課税額 134,000円未満	35,000	33,200	20,000	18,000
	C5	所得割課税額 169,000円未満	40,000	38,000	20,000	18,000
6	C6	所得割課税額 301,000円未満	40,000	38,000	20,000	18,000
7	C7	所得割課税額 397,000円未満	40,000	38,000	20,000	18,000
8	C8	所得割課税額 397,000円以上	40,000	38,000	20,000	18,000

1 小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等(幼稚園、保育所等)を同時に利用する最年長のお子さんから2人目は上記の表の半額になります。よって、最年長のおさんが小学校に入学した場合は半額が適用されません。ただし、町民税所得割額57,700円未満の世帯(町:C2階層の一部)のお子さまは、多子計算の年齢制限が撤廃されるため、保護者が現に扶養している第2子のお子さまは半額になります。

2 保護者が現に扶養しているお子さまのうち、第3子のお子さまは無料です。

3 市町村民税非課税世帯(町:B階層)の第2子のお子さまは無料になります。

4 ひとり親世帯等、在宅障がい児(者)のいる世帯等のうち、町民税所得割77,101円未満世帯(町:C3階層の一部)の第1子の利用者負担額は、上記( )書きの額になります。当該世帯の第2子は無料です。

5 満3歳に到達した日の属する年度中の2号認定の利用者負担額は、3号認定の額を適用します。

6 保育料の切り替え時期は、毎年9月になります。9月分からの保育料は、平成30年度(平成29年中)の町民税額によって決定されます。4~8月分の保育料は、平成29年度(平成28年中)の町民税額により算定しています。